



IFRIC活動状況報告 (2010年5月会議)

公認会計士 おおき まさし 大木 正志

1 はじめに

2010年3月の国際財務報告解釈指針委員会（正式名称 IFRS Interpretations Committee、以下「IFRIC」という。）¹について、活動状況を報告する。IFRIC2010年5月会議が、2010年5月6日及び7日にロンドンのIASB本部で行われた。

5月会議の結果、議論された論点の状況は、下記のとおりである。

解釈指針作成を決定した論点（解釈指針公開草案公表前段階。審議中のテーマ）	3 論点
アジェンダ最終決定（リジェクション）	3 論点
アジェンダ仮決定（リジェクション）	3 論点
年次改善（2009年－2011年サイクル）	4 論点
予備的議論（アジェンダ決定前段階）	5 論点
計	18論点

IFRICは、提出された論点が下記6つのアジェンダ基準（必ずしもすべてを満たす必要はない）に適合するかどうかについて検討し、決定する。アジェンダ項目として決定された論点だけが、解釈指針作成に向けて本格的な審議に入ることとなる。

- (a) 広範（widespread）であること、そして、実務的な関連性（practical relevance）を有すこと。
- (b) 著しく相違する解釈が実務に存在する（significant divergence in practice）、若しくは、これから発生すると考えられる場合。もし、IFRSが十分に明白であり実務の相違が存在しないと考えられる場合には、アジェンダ対象とならない。
- (c) 実務の相違を取り除くことで財務報告が改善すること。
- (d) 現行のIFRS及びフレームワークによって解決可能であること。スコープが十分に狭い（narrow）こと、しかし、費用対効果の点でスコープがあまりに狭すぎてもいけない。
- (e) タイムリーにコンセンサスに至ることができる可能性が高いこと。
- (f) 現在進行中、若しくは予定されているIASBプロジェクトに関連する場合、IASBの活動よりも早くガイダンスを提供する差し迫った必要性があること。IASBプロジェクトが、IFRICの手続を完結するよりも早く問題解決できるのであれば、IFRICのアジェンダ対

象とはならない。

アジェンダ項目に該当しないと判断された論点（アジェンダ仮決定）は、その理由とともにIFRIC UPDATE上で公開され、30日間のコメント期間を経た後に、次回のIFRIC会議にて最終決定される。

本稿では、若干の補足説明を加えて会議の決定内容を説明する。なお、IFRICによる正式な公表文言は、IASBのウェブサイトでご確認いただきたい。

文中の意見にわたる部分は、筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 解釈指針作成を決定した論点（審議中のテーマ）

基準	論点
IFRS第3号/IAS第27号	非支配持分株主に付与された売渡請求権
IAS第16号	生産段階で生じたストリッピングコストの会計
IFRS第2号	権利確定条件と非権利確定条件

IFRS第3号/IAS第27号 非支配持分株主に付与された売渡請求権

IFRICは、親会社の連結財務諸表において、非支配持分株主に対して付与されたプットオプション（売渡

請求権)たる金融負債の帳簿価額の変化をいかに会計処理すべきか、ガイダンスを提供するようリクエストを受けた²。

リクエストが問題としているのは、IFRS第3号及びIAS第27号、又はIAS第39号の2008年改訂後に付与された売渡請求権である。

問題の所在は、IAS第32号及びIAS第39号の金融商品会計ガイダンス及びIAS第27号のガイダンスに関する改訂により、潜在的な矛盾が生じたことである。

IFRICは、IAS第32号とIAS第39号のガイダンスと整合するべく、売渡請求権の帳簿価額の事後測定による影響は損益として処理すると考える者もいる。一方で、被支配持分との取引に関するIAS第27号のガイダンスと整合させて、売渡請求権の帳簿価額の事後測定による影響は資本として処理すると考える者もいる³。

IFRICは、本論点をアジェンダに追加することを決定した。次回の会議で審議を継続する。

IAS第16号 生産段階で生じたストリッピングコストの会計

IFRICは、鉱物資源の採掘活動において生産段階で生じたストリッピングコストの会計に関して、ガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

ストリッピングとは、地中の鉱物資源を掘り当てる際に行われる表土等の廃棄物質の除去作業をいう。専門家の高度の技術が必要とされ、専用の大型機械の稼働が必要であるという。一般に、鉱物資源の採掘活動は、探査、評価、開発、生産、閉鉱の各段階を経る(なお、IFRS第6号は、探査及び評価のみを適用対象としている)。このうち、開発段階

のストリッピング作業は、プレストリッピングといわれる。今回問題になっているストリッピングは、生産段階のものである。

ストリッピングコストの会計処理には、現在、4つの方法があるという。

- ・ 費用処理
 - ・ 棚卸資産原価に算入し、資産計上する方法(米国基準に準じる方法)
 - ・ 将来便益に対応する原価のみを資産計上する方法(カナダ基準に準じる方法)
 - ・ ストリップレシオを用いて資産計上する方法(大手企業の実務で比較的多く使用されている方法)
- ストリップレシオとは、推定埋蔵量全体に占める推定廃棄物質の割合をいう。ストリップレシオ法では、超過ストリッピングコスト(実際のストリッピングレシオが平均ストリッピングレシオを超過する場合)が資産計上される。反対に、過少ストリッピングコストが生じた場合、過去に資産計上されたコストは償却(費用処理)される。

IFRICは、一般論として、鉱物資源の開発コストは資産認識要件を満たすとした。生産段階のストリッピング活動が企業の将来の便益を生み出すのであれば、原則として、その関連コストは資産認識要件を満たすとした。

IFRICは、IASBで現在進行している採掘活動プロジェクトが、生産ストリッピングコストの会計に特段に焦点を当てたガイダンスを提供しないことを認識した。IFRICは、実務のばらつきが生じていることなどを理由として、2009年11月の会議において、本論点をIFRICアジェンダに

追加することを決定した。

IFRICは、2010年1月会議で、解釈指針の適用範囲について議論した。適用範囲のコンセプトは、生産段階の採掘活動において生じる不要物質の除去コストに関する会計処理を扱うとした。

IFRICは、2010年3月会議にて、生産段階の採掘活動において生じる不要物質の除去コストに関連して生じる便益について議論した。また、ストリッピングコストの資産属性について議論した。IFRICは、下記の点について仮決定した。

- ・ 企業にとっての便益は、鉱物に対するアクセスが改善されることである。既存の資産に対する改善であるのか、それ自体の独立した資産であるのかについて検討した。
 - ・ IAS第16号の原則が適用されるべきであるとした。しかしながら、ストリッピングコスト資産が有形固定資産の定義を満たすのか、それとも、無形固定資産の定義を満たすのかについては、次回の会議で検討されることとなった。
 - ・ 除去コストに関連して生じる便益は、現在及び将来の期間においてSpecific identification approachと呼ばれる手法を用いて按分される。
 - ・ 会計単位は、ストリッピングキャンペーン(stripping campaign)と呼ばれる採掘活動単位である。
 - ・ 認識される資産は、採掘活動から便益を受けることとなる特定の鉱物埋蔵単位に配分されることとなる。
- 今回のIFRIC会議で、解釈指針案ドラフトが提供された。IFRICは、下記の点について仮合意した。
- ・ ストリッピングキャンペーンの

結果として生じたコストは、資産の定義を満たさない場合、発生期間の棚卸資産原価として処理される。

- ストリッピングキャンペーンが改善されたアクセスの便益を生み出し、当該便益が資産の定義を満たすのであれば（ストリッピングキャンペーン・コンポーネント）、コストは既存の有形又は無形資産への追加若しくは価値増大として処理される。
- ストリッピングキャンペーン・コンポーネントは、ストリッピングキャンペーンから直接便益を受ける鉱物に特定されるべきである。これは、事後の償却の基礎となる。IFRICは、下記の点に関して、スタッフに解釈指針案ドラフトを修正するよう指示した。
- ストリッピングキャンペーンの概念を図表を使用して分かりやすく説明すること
- ストリッピングキャンペーン・コンポーネントの残存帳簿価額の会計処理を決定するために、ストリッピングキャンペーンの停止と終結の違いを説明すること
- ストリップレシオ法を使用する企業に対する移行規定の明確化をすること
- 開示規定の性質と程度を決定するために、追加的なアウトリーチの結果を反映すること

IFRS第2号 権利確定条件と非権利確定条件

IFRICは、権利確定条件（特に、業績条件）と非権利確定条件を区分する基準を明確化するようリクエストを受けた。特に、勤務条件、業績条件及び非権利確定条件の区分方法を問われた⁴。具体的には、次の2

つの適用問題である。

- 業績目標が業績条件とされるためには、その業績目標と個々の従業員の勤務の間に直接的な関連性が要求されるか。
- 業績目標が業績条件として適格であるかどうかを決定する際に、特定の勤務期間が業績目標の対象期間に比して長いこと若しくは短いことが問題となるか。

IFRICは、2010年3月会議において、スコープを決定するための議論を開始した。IFRICは、米国会計基準とのコンバージェンスを検討することが有効であるとした。

2010年5月会議において、IFRICは、権利確定条件と非権利確定条件に関する定義や複数権利確定条件と配分期間決定の関係について議論した。すなわち、

- 権利確定条件と権利確定期間の定義の明確化
- 非権利確定条件、勤務条件、業績条件、他の権利確定条件の定義と配分期間の定義をIFRSへ導入すること
- 市場条件の定義をIFRSから削除すること
- 確定条件を評価する際に、従業員の見地に戻ること
- 偶発性に関する特性と複数権利確定条件の関係に関するガイダンスを提供すること
- 契約が複数権利確定条件を含む際に、報酬コストを認識する期間（配分期間）の決定に関するガイダンスを提供すること

今回の会議で、IFRICは意思決定しなかった。IFRICはスタッフに対して、提案されたIFRS第2号への改訂が現在の実務に与える影響を調査すること、及び、提案された定義

を明確化することを指示した。IFRICは、次回以降の会議において審議を継続する予定である。

3 アジェンダ最終決定

下記の表の論点については、IFRICで検討されるべきアジェンダ項目ではないことが決定された。

関連基準	論点
IFRS第1号	移行時における自己建設資産に含まれる原価の会計
IFRS第5号	のれんに関連する処分グループ減損損失の戻入れ
IAS第26号	制度資産の評価

IFRS第1号 IFRS初度適用—移行時における自己建設資産に含まれる原価の会計

IFRICは、従前のGAAPの会計方針に従って、自己建設資産の一部にある特定のコスト（年金数理差損益を含む）を資産計上していた企業がIFRSを適用する場合について、ガイダンスを提供するようリクエストを受けた。IFRSへの移行時に、企業は年金数理差損益に関する会計方針を変更し、それらを資産計上しないことを決定している。リクエストは、IFRS第1号が従前のGAAPにおける資産帳簿価額を移行日に修正することを要求しているのかどうかを明らかにすることである。また、修正しないのであれば、年金数理差損益に係る会計方針の変更を、事後の会計期間において自己建設資産の帳簿価額に反映させるかについてである。

IFRICは、IFRS第1号第7項が「企業はIFRS開始財政状態計算書において及び最初のIFRS財務諸表で表示される全期間を通じて、同一の会計方針を用いなければならない」としていることに注目した。

IFRICは、IFRSへ移行中の国地域

における企業にとってはインパクトがあるかもしれないが、本論点が現在において広範な論点ではないとした。また、著しい実務の相違が現在若しくは今後において存在しないとされた。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

IFRS第5号 のれんに関連する処分グループ減損損失の戻入れ

IFRICは、のれんについて認識された減損損失の戻入れにつき、処分グループの減損損失を戻入れすることができるかについて、ガイダンスの提供を依頼された⁵。

IFRICは、処分グループの減損損失（のれんに関するもの）の戻入れの認識と配分に関連して、IFRS第5号第22項と第23項の間に潜在的なコンフリクトを認識した⁶。しかしながら、IFRICは、既存のIFRSとフレームワークの枠内で効率的に解決することが困難であること、また、IFRICがタイムリーにコンセンサスに至ることが困難であることを認識した。

IFRICは、2009年12月に、ボードがIFRS第5号減損の測定と戻入れに関する論点をアジェンダに追加しないと決定したことを認識した。したがって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないことを決定し、ボードがIFRS第5号のポスト・インプリメンテーション・レビューの中で取り扱うことを推奨した。

IAS第26号 制度資産の評価

IFRICは、IAS第26号に基づいて作成される退職給付制度の財務諸表における退職給付制度投資（制度資産）の会計処理に関して、IAS第26号とIAS第39号の関係を明確にするようリクエストを受けた。

IFRICは、IAS第26号第32項が定めるガイダンスにより、制度資産が公正価値で計上されなければならないことが明白であるとした。また、制度資産の公正価値変動が、同号第35項に従って、給付のために利用可能な純資産の変動計算書で表示並びに開示されなければならないとした。

IFRICは、IFRSが明白であることから、解釈の相違が実務で生じないとした。したがって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないこと、並びに、基準の改訂の推奨をしないことを決定した。

4 アジェンダ仮決定

IFRICは、下記の論点についてアジェンダ項目の仮決定をした。

関連基準	論点
IAS第1号	財務諸表報告—継続企業の開示
IAS第12号	販売可能負債証券の未実現損失に対する繰延税金資産
IAS第39号	販売可能有価証券から貸付金及び債権に組み替えられた金融資産の減損損失

IAS第1号 財務諸表報告—継続企業の開示

IFRICは、企業の継続企業としての存続能力に関する不確実性について、IAS第1号の定める開示要求に関して、ガイダンスの提供を依頼された。

企業がIAS第1号第25項に定める開示要求を適用するに際しては、専門的判断が求められる。IFRICは、同号第25項により、企業は「継続企業としての存続能力に対して重大な疑問を生じさせるような事象又は状態に関する重要な不確定事項」を開示しなければならないことに注目し

た。IFRICはまた、当該開示が有効であるためには、開示された不確実性が継続企業としての存続能力に対して重大な疑問を生じさせることを説明しなければならないことを認識した。

IFRICは、IAS第1号が継続企業としての存続能力に関する不確実性に係る開示要求につき十分なガイダンスを提供していることを認識した。実務の相違が予想されないとした。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第12号 販売可能負債証券の未実現損失に対する繰延税金資産

IFRICは、IAS第12号に従い販売可能負債証券の未実現損失に対して繰延税金資産を認識するかどうかに関して、ガイダンスの提供を依頼された。未実現損失の戻入れまで販売可能負債証券を保有する企業の能力と意図が、タックス・プランニングの機会であるかどうか問われている。もしそうであれば、販売可能負債証券の未実現損失に対する繰延税金資産の認識が、他の繰延税金資産の認識と区別して評価されるかどうか問われている。

IFRICは、IAS第12号の目的と控除可能一時差異にかかる繰延税金の認識原則は、報告日における資産又は負債の帳簿価額の回復又は決済に基づいていることに注目した。IFRICはまた、リクエストの事実に基づく文脈において、販売可能負債証券を満期まで保有する企業の行為が、IAS第12号第30項にいうタックス・プランニングの機会の定義を満たさないことを認識した。さらに、IAS第12号第24項から第31項のアプローチに従って、課税当局により設定されたルールと整合した方法で、企業

は繰延税金資産を実現する蓋然性の評価をしなければならない。

IFRICは、IAS第12号に従い販売可能負債証券に対して繰延税金資産を認識するかどうかに関して十分なガイダンスを提供していることから、実務の相違が生じないとした。したがって、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第39号 販売可能有価証券から貸付金及び債権に組み替えられた金融資産の減損損失

IFRICは、販売可能有価証券から貸付金及び債権に組み替えられた金融資産の減損損失に関して、ガイダンスの提供を依頼された。

IFRICは、IAS第39号第50C項により組替日の金融資産の公正価値が新

たな原価若しくは償却原価になることに注目した。新たな実効利率が計算され金融資産に適用される。これは、期待将来キャッシュ・フローを金融資産の新たな帳簿価額に等しくなるように割り引く利率である。IFRICはまた、減損損失が認識されるときに、IAS第39号第54項の要求を適用することにより、その他の包括利益として認識されていたすべての利得又は損失が損益に再表示されることを認識した。

IFRICは、IAS第39号が販売可能有価証券から貸付金及び債権に組み替えられた金融資産の減損損失に関して十分なガイダンスを提供していることから、実務の相違が生じないとした。したがって、IFRICは本論

点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

5 年次改善プロジェクト (2009年-2011年サイクル)

IFRICは4つの論点を議論し、3論点について改善をボードにリコメンデーションすることを決定した。論点及びリコメンデーションの要約は下表のとおりである。残りの1論点（IAS第32号に関するもの）については、改善をボードにリコメンデーションしないことを決定した。

基準	改訂テーマ	問題点	IFRICによるリコメンデーション
IFRS第1号	借入費用に係る免除規定	ボードは、IFRS移行日における借入費用の明確化を求められた（IFRS第1号D23項）。第1の問題は、従前のGAAPで資産計上された借入費用はIFRS移行日において再表示されるべきか、それとも、引き継がれるべきであるか。第2の問題は、移行日において建設中である適格資産について、移行日以後に発生した借入費用をいかに会計処理するべきか。	IFRS第1号の改訂を推奨。改訂により、適格資産について発生した借入費用に関するIAS第23号の規定は、IFRS移行日以後に適用されることになる。また、従前のGAAPで資産計上された借入費用は、IFRS移行日において引き継がれることとなる。しかしながら、企業はIAS第23号を早期適用してもよい。
IAS第1号	比較情報	IFRICは、IAS第1号に定める比較情報の規定に関する論点を議論した。これは、IFRSに要求される比較期間を超えて比較情報を開示する場合に、フルセットの基本財務諸表ではなく、一部の基本財務諸表を開示するケースで問題となる（例えば、米国SECは、企業に2期間の財政状態計算書と3期間の財政状態計算書以外の基本財務諸表を開示することを要求している。最初の比較期間について財政状態計算書の開示をしなくてよいのか。米国でIFRSを適用する上で、実務上、大きな問題となっている）。第1の問題は、IFRSの基本要請（すなわち、比較情報及び「同等の顕著性」の概念）に関連している。第2の問題は、IAS第1号第39項に従って要求される最初の比較期間における財政状態計算書とは、いつの時点のものを指すのかである。ボードは、2010年3月会議において「財務諸表表示」プロジェクトで議論した結果、第1の問題に関して、1つの比較期間についてフルセットの基本財務諸表が要求されることを決定した。また、2番目の問題について、基準が要求する比較期間期首の財政状態計算書を指すとした。	ボードの見解は、2010年第2四半期に公表予定の公開草案「財務諸表の表示」において、当該見解が含まれる予定である。IFRICスタッフは、年次改善でも同様のリコメンデーションをするために、次のIFRIC会議で分析を提示する予定である。

IAS第16号	保守器具の会計	保守器具の分類（有形固定資産若しくは棚卸資産）に関するIAS第16号の矛盾が認知された。ある者は、IAS第16号第8項により、保守器具は1会計期間以上使用される場合でも棚卸資産として分類されると考える。	IAS第16号の改訂を推奨。1会計期間以上使用されると予測される保守器具は有形固定資産であり、1会計期間以内で使用されると予測される保守器具は棚卸資産であることを明確化する。
---------	---------	---	---

6 予備的議論

IFRICは、下記の論点についてアジェンダ項目の検討を実施したが、仮決定は次回以降に持ち越された。

関連基準	テーマ	論点	議論経過
IFRS第1号	認識の中止に関する例外規定のカットオフ	IFRICは、IFRS第1号第B2項（認識の中止に関する例外規定）における例外規定適用に係るカットオフを、2004年1月1日からIFRS移行日に変更すべきとのリクエストを受けた。2004年1月1日という日付が設定された理由は、2003年にIAS第39号が改訂されたためである。	IFRICは、各国基準設定主体からの反応をレビューした。また、IFRICは、2009年3月に公表された認識中止プロジェクトの公開草案で提案された移行措置を検討した。公開草案は、特定若しくは相対の日付を使用すべきか明確にしていなかった。IFRICは、認識中止プロジェクトによる新基準の移行措置が決定されるまで、審議を延期することとした。
IFRS第1号	免除規定（D20項）のカットオフ	IFRICは、IFRS第1号第D20項（金融資産及び金融負債の初度認識時の公正価値測定に関する例外規定）における例外規定適用に係るカットオフを、2002年10月25日及び2004年1月1日からIFRS移行日に変更すべきとのリクエストを受けた。	IFRICは、IFRS第1号第B2項に関する上記論点と同様の論点であると認識した。IFRICは、これらの論点を後日まとめて解決することを推奨した。
IFRS第1号	IFRS第1号の再適用	過去に国外の上場規則に基づいてIFRSによる財務報告をしたことがあるが、後日、上場廃止したことによりIFRSによる財務報告をやめて国内基準による財務報告のみを実施していた企業が、自国のIFRS採用によりIFRSによる財務報告が必要となった。この場合に、IFRS第1号を再度適用することができるか。	過去にIFRSによる財務報告をした場合でも、IFRS第1号に定める適用範囲条件を満たす場合には、IFRS第1号を適用すべきであることを明確化すべく、年次改善プロジェクトでIFRS第1号の改訂を推奨。次回会議でドラフト文言を検討予定。
IAS第29号	慢性的超インフレ期間後のIFRSによる財務報告	ジンバブエのケースが対象 ⁷ 。IAS第29号に準拠した財務報告をすることができなかった慢性的超インフレ期間後において、IFRSに準拠した財務報告をいかに行うか。	フレッシュスタート法に基づく資産負債の測定基準等について、IAS第29号の改訂を推奨。
IAS第40号	公正価値モデルから原価モデルへの変更	年次改善2009年公開草案において、販売目的で再開発した投資不動産を棚卸資産に振り替えることを要求する現行の規定を削除することが提案されたが最終的に撤回された。IFRICは、ボードにより本論点のフォローアップを依頼された。	次回会議で議論予定。

7 おわりに

今回の会議で審議された論点の中で筆者が最も注目している論点は、非支配持株主に付与された売渡請求権の事後測定である。理由は2つある。1つは、2つの基準（IAS第

27号とIAS第39号）の不整合にある論点であり、その実務の相違の影響が大きいことから、解釈指針を作成するにふさわしい論点であることである。2つめの理由は、本論点が問題となった発端は、フランスのレギュレーター（AMF）が2009年初冬に公表した「リコメンデーション」が、

フランス国内だけでなく世界のIFRS実務に与えた衝撃による。大手会計事務所のガイダンスはおおむね当該事後測定の影響について損益処理を支持していたところ、AMFは資本処理を支持した。筆者の聞くところによれば、AMFリコメンデーションは、実質的にフランス国内の

解釈指針に近いものとして機能しているようである。そこで、困惑したフランスの実務界の声を反映して、IFRICでの議論とつながったようである。IFRICは、IFRSに関する唯一の解釈指針作成権限を有する団体であることから、IFRICの機能が期待されているとあってよいであろう。IFRICでの今後の審議に期待したい。

〈参考文献〉

- IASB Web Site (IFRIC Update, IASB Update, IFRIC Staff Paper を含む)
- 「国際財務報告基準」、企業会計基準委員会


〈注〉

- 1 最近、正式名称が変更された。本稿では、引き続き、IFRICを略称として用いることとする。
- 2 例えば、親会社Aが子会社Bの株式を80%保有しているとする。残りの20%の株式は、被支配持分株主Cが保有している。株主Cに対して売渡請求権が付与されており、実行すれば親会社Aに自己の保有する株式を売り渡すことができる。請求権は、通常、EBITDAなどの公正価値若しくは一定額で行使できる。
- 3 フランスのレギュレーター (AMF) によるリコメンデーションは、被支配持分との取引に関するIAS第27号のガイダンスと整合させて、売渡請求権の帳簿価額の事後測定による影響は、資本として処理するべきとしている。
- 4 2009年7月会議での議論は、下記のとおりであった。
IFRICは、IFRS第2号IG24非権利確定条件 (non-vesting condi-

tions) の例示をいかに適用するかについて明確化するようリクエストを受けた。サブミッションは具体的シナリオを挙げている。非上場会社が100の株式オプションを10人の従業員に付与する。付与は、FTSE100株式インデックスが向こう3年で1回でも6,500に到達すること、かつ、従業員がその時点まで就業していることを条件としている。企業の株式は非上場であり、FTSE100株式インデックスの一部ではない。

- IFRICは、下記の点につき、さらなる調査を要すると結論した。
- サブミッションで特定された論点が、根本的に、勤務条件 (service condition) と他の条件 (すなわち、業績条件 performance condition) との関連性を問題としているのかどうか。
 - このような種類の取引が広範であり、実務のばらつきが生じているのかどうか。
- 5 最近の市場状況の回復を背景として、本論点が実務で話題となっている。
 - 6 処分グループ中ののれんに対する減損損失の戻入は認められないとする見解の根拠は、IAS第36号のプリンシプルにより、のれんに対する減損損失の戻入は認められないことによる (IAS第36号第124項)。一方で、処分グループ中ののれんに対する減損損失の戻入は認められるとする見解の根拠は、IFRS第5号第22項が特段にIAS第36号第124項に対するリファレンスをしていないことによる。なお、米国基準では、処分グループ中ののれんに対する減損損失の戻入は認められていない。

7 ジンバブエは慢性的な超インフレ経済が継続していた。ジンバブエドルに基づく物価指数が利用可能ではなく、また、ジンバブエドルは交換可能性を欠いていたことから、IAS第29号に基づく財務報告が不可能であった。最近、同国で米国ドルが利用されるようになったことに伴い、超インフレ経済が収束したが、IFRSに基づく財務報告をいかに再開すべきであるか、実務上の困難に直面しているという。

	教材コード	J 0 2 0 5 8 6
	研修コード	2 1 0 3 0 1
	履修単位	1単位